

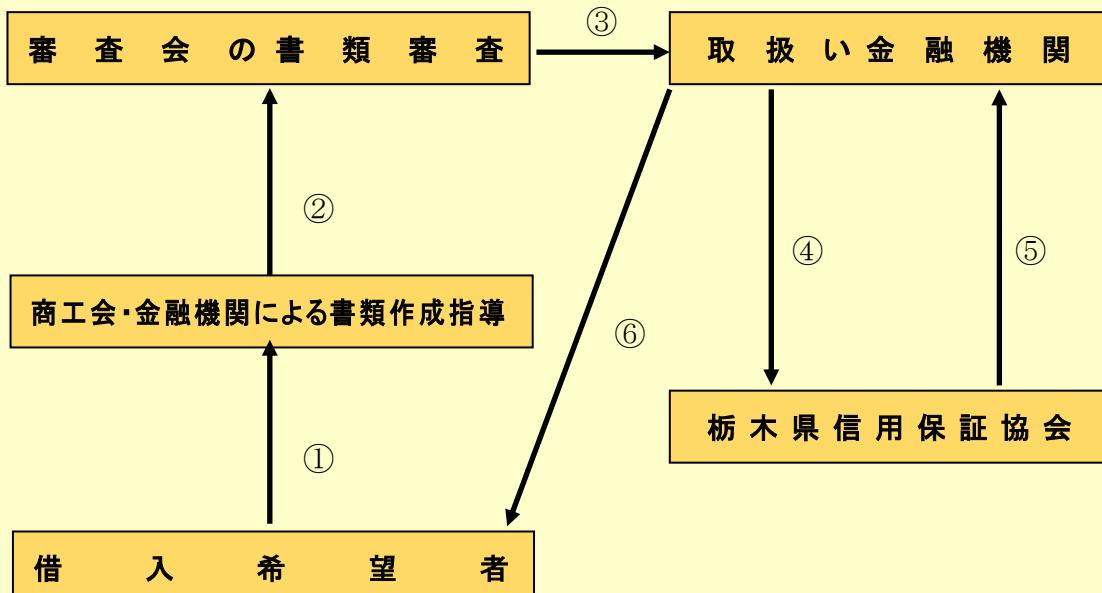
高根沢町中小企業融資振興資金制度

令和7年4月1日現在

融資対象	町内で事業を営む、資本金2,000万円以下又は、常時雇用する従業員が20人以下の法人もしくは個人で、町税に未納がないこと。(バー・キャバレー等の遊技場及び金融業を除く)
------	--

資金種目 融資条件	中小企業運転資金		中小企業設備資金	
資金の用途 (融資の対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料の購入 ・給与労賃の支払い ・支払手形の決済 ・商品仕入れ ・買掛金の支払い ・その他事業に直接必要とする運転資金 ・借り換え資金 <p>(※原則として町中小企業運転資金に限る)</p>		専ら町内に建設または設置する次のもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 店舗、工場等の新設、増設改築及び補修等に必要な経費 (2) 事業所等の移転に係る建物、設備等の撤去または移設に必要な経費 (3) 機械器具、車両運搬器具、建物等の購入または賃借等に必要な経費 (4) その他事業に直接必要とする設備資金 <p>※設備資金は借り換え不可</p>	
融資限度額	1企業者 2,000万円		1企業者 3,000万円	
償還期限 (うち据置期間)	7年以内 (1年以内)		10年以内 (1年以内)	
貸付利率	3年以内 <u>1.7%</u>	5年以内 <u>1.9%</u>	7年以内 <u>2.2%</u>	10年以内 <u>2.5%</u>
償還方法	元金均等割賦償還			
担保保証	貸付金融機関の規定による。			
連帯保証人	必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。			
債務保証	貸付金融機関の規定による。			
添付書類	(1) 町税に未納がないことの証明 (2) 許認可が必要な業種の場合は、それを証明する書類 (3) 設計図書、仕様書及び見積書 (4) 申告決算書 最近2期分 (5) その他必要と認める書類等			
取扱金融機関	(1) (株)足利銀行宝積寺支店 (2) 烏山信用金庫宝積寺支店 (3) (株)栃木銀行宝積寺支店			
その他の	(1) 本資金の償還未済額がある場合の貸付額は、融資限度額から償還未済額を差し引いた額を超えない範囲とする。 (2) 運転資金と設備資金は、それぞれの限度額を超えない範囲で重複して融資を受けることができる。 (3) すべて栃木県信用保証協会の機関保証をつける。			

お申込みから融資まで



※②申請から⑥融資実行までは、約2週間かかります。

- ① 借入希望者は商工会・金融機関の指導を受け、書類を作成する。
- ② 書類作成後は審査会に申請する。
- ③ 審査会で適当と認められたときは、審査結果を金融機関に通知。
- ④ 栃木県保証協会に機関保証の申請。
- ⑤ 金融機関は、栃木県信用保証協会の保証を受けて融資の実行準備を行う。
- ⑥ 金融機関から借入希望者に融資実行。

※当制度では、栃木県信用保証協会の料率により算出された信用保証料(保証料の上乗せ分の信用保証料を除く。)の2分の1(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を補助します。



お問い合わせ先

高根沢町商工会	675-0337
(株)足利銀行宝積寺支店	675-1155
烏山信用金庫宝積寺支店	675-4511
(株)栃木銀行宝積寺支店	675-4231
高根沢町産業課	675-8104